

一般社団法人山口県作業療法士会

定款細則

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この法人の定款施行の円滑運用のために定める。

第2章 会 員

(入会)

第 2 条 定款第5条に規定する正会員になろうとする者の入会申込の書式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 定款第5条に規定する賛助会員になろうとする者の入会申込書の書式は、別記第2号様式のとおりとする。

(正会員の会費)

第 3 条 入会を認められた定款第5条に定める正会員は30日以内に会費を納入しなければならない。

2 定款第7条に定める入会金は、無料とする。

3 定款第7条に定める会費は、正会員にあつては、年額5,000円とする。

4 会費の納入は、原則として当該年度の4月末日までとする。

5 正会員の会費の変更は、総会の議決によらなければならない。

(賛助会員の会費)

第 4 条 賛助会員の会費は、年額20,000円とする。

(会員名簿)

第 5 条 会員は、氏名、勤務先、住所等に変更があつたときには、遅滞なく会長に届出なくてはならない。

2 この法人は、会員名簿を作成し、会員の異動のある毎にこれを訂正する。

(退会)

第 6 条 定款第8条に規定する退会届の書式は、別記第3号様式のとおりとする。

第3章 選 挙

(選挙管理委員会の設置)

第 7 条 役員選挙は、この法人の定款第20条に規定する選挙を行うため、選挙管理委員会をおく。

(選挙管理委員会の構成)

第 8 条 選挙管理委員会は、理事以外の3名により構成する。

(選挙公示と立候補の締切)

第 9 条 選挙管理委員会は、投票日の60日以前に、選挙期日、選挙すべき役員数及び立候補の受付期間を公示し、立候補を受け付けなければならない。ただし、立候補の締切日は投票日の40日前とする。

2 郵送による立候補の届出は、締切日までの消印があるものを有効とする。

(立候補の届出)

第 10 条 会長、副会長、理事及び監事の選挙に立候補しようとする正会員は、文書でその旨を選挙管理委員会に届出なければならない。この場合の書式は、別記第4号様式に準じて作成するものとする。

2 推薦による立候補は、3名以上の推薦者を必要とする。この場合は、本人の同意を得て、推薦者の代表が文書で届出るものとする。その書式は別記第5号様式に準じて作成するものとする。

(理事による立候補の推薦)

第 11 条 立候補が定数に満たないときは、理事会が定員と同数の候補者を推薦する。この場合の書式は別記第6号様式に準じて作成するものとする。

(届出受理の発行)

第 12 条 選挙管理委員会は第10条および第11条による届出に対し、届出受理証を発行しなければならない。その書式は別記第7号様式に準じて作成するものとする。

(立候補に伴う選挙管理委員会の退任と補充)

第 13 条 選挙管理委員会が立候補したときは、委員の資格を失う。この場合は、欠員を補充しなければならない。

(選挙の方法)

第 14 条 選挙は、総会において出席者の直接無記名投票により行う。

(投票用紙の様式)

第 15 条 投票用紙は、選挙管理委員会指定のものとする。

(投票の順序と投票の様式)

第 16 条 役員選挙と投票の様式は次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 会長 (1名記号式投票) | (2) 副会長 (2名記号式投票) |
| (3) 理事 (定数記号式投票) | (4) 監事 (2名記号式投票) |

2 会長選挙の再投票については、候補者名を記入する様式とする。

(開票立会人)

第 17 条 開票に際し立会人を2名おく。立会人は、選挙管理委員長が指名する。

(有効投票)

第 18 条 有効投票数は、投票数の3分の2以上なくてはならない。

(無効投票)

第 19 条 次の投票は無効とする。

- (1) 規定の記号以外のものを記載したもの
- (2) 定められた欄以外の場所に記載したもの
- (3) 第16条に規定する数を越える記載をしたもの

(当選人の確定)

- 第 20 条 会長選挙の場合は、有効投票の過半数に達した者を当選とし、過半数に達しない場合は上位 2 名で再度投票を行う。
- 2 複数記号式投票の場合は、得票数の多い者より順次当選を決める。
 - 3 当選人を決めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会場においてくじで決める。

(無投票当選)

- 第 21 条 立候補者数が定員と一致した場合は、無投票当選とする。

第4章 会 務 運 営

(事務局及び部の設置)

- 第 22 条 会務処理のため事務局及び部を置く。
- 2 事務局長は理事会の承諾を得て会長が任命し、事務局員は事務局長の推薦を得て会長が任命する。
 - 3 部長は理事会の承諾を得て会長が任命し、部員は部長の推薦を得て会長が任命する。
 - 4 事務局長及び部長は理事会に出席し意見を述べることができる。
 - 5 事務局長、事務局員、部長、部員の任期は、定款 23 条の役員の任期に準ずる。

(会務の分掌)

- 第 23 条 事務局長及び部は、次のとおりとする。
- 事務局 財務部 学術部 教育部 広報部 福利部 渉外部

(分掌事項)

- 第 24 条 事務局及び部の分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

事務局

- (1) 会員の入退会、会員原簿に関すること
- (2) 会員名簿に関すること
- (3) 内外の公文書に関すること
- (4) 議案書、会議資料、議事録に関すること
- (5) 会議案内、会議場設営、接待に関すること
- (6) 総会議事運営に関すること
- (7) 儀礼関係、内外の来信に関すること
- (8) 資産の維持、管理に関すること
- (9) 機関誌等刊行物の発送と保管に関すること
- (10) その他各部に属しないことに関すること

財務部

- (1) 予算編成に関すること
- (2) 会費その他の収入活動に関すること
- (3) 支出、決算に関すること
- (4) その他財務に関すること

学術部

- (1) 作業療法の臨床領域における専門基準に関すること
- (2) 作業療法の学術的発展に関すること
- (3) 学術資料の作成と収集に関すること

- (4) 機関誌編集に関する事
- (5) その他学術に関する事

教育部

- (1) 作業療法士養成の向上に関する事
- (2) 作業療法士の生涯教育に関する事
- (3) 臨床実習指導の向上に関する事
- (4) その他教育に関する事

広報部

- (1) 作業療法及び山口県作業療法士会の宣伝活動に関する事
- (2) 会員への広報活動に関する事
- (3) 山口県作業療法士会ニュース編集に関する事
- (4) 入会勧誘等に関する事
- (5) その他広報に関する事

福利部

- (1) 会員の地位及び待遇の向上に関する事
- (2) 会員の職場開拓に関する事
- (3) その他会員の福利に関する事

渉外部

- (1) 関係省庁との折衝に関する事
- (2) 県内の関係団体・関係者との連絡調整に関する事
- (3) 県外の関係団体・関係者との連絡調整に関する事
- (4) その他渉外に関する事

(委員会の設置)

- 第 25 条 この法人の会務運営にあたり委員会を置く。
- 2 委員会は、常設委員会、特設委員会、部内委員会の3種とする。
 - 3 常設及び特設委員会の委員長は、理事会の承諾を得て会長が委嘱し、委員は委員長の推薦にもとづき会長が委嘱する。
 - 4 部内委員会の委員長及び委員は部長が指名する。
 - 5 委員長及び委員の任期は、定款第 23 条の役員の任期に準ずる。ただし、理事会において別に定めた場合はこの限りではない。

(常設委員会)

- 第 26 条 常設委員会は、この法人の業務基本事項について審議又は審議と執行を担当する。
- 2 常設委員会の種類及び分掌事項は、おおむね次のとおりとする。

選挙管理委員会

- (1) 役員の選挙に関する事
- 3 常設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。
- 4 常設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べる事ができる。

(特設委員会)

- 第 27 条 特設委員会は理事会の委託を受け、特設事項の審議又は審議と執行を担当する。
- 2 理事会は、特設委員会設置にあたり、任務の内容と期限を明示しなければならない。
 - 3 特設委員会の委員長は審議の結果を理事会に報告する。

4 特設委員会の委員長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(部内委員会)

第 28 条 部長は部内業務の企画等に関し、部内委員会を置くことができる。

2 委員会と委員の指名及び当該委員会の役割決定は部長が行う。

(文書の保存類目及び保存期間)

第 29 条 文書の保存類目及び保存期間は、次の通りとする。

永久保存

- (1) 定款、設立許可書
- (2) 登記に関する書類
- (3) 総会及び理事会に関する書類
- (4) 予算及び決算に関する書類
- (5) 財産に関する書類
- (6) 契約に関する書類
- (7) 本会発行の出版物

10年保存

- (1) 会計諸帳及び書類
- (2) 重要な調査に関する書類
- (3) 証明に関する書類
- (4) 会員に関する名簿及び書類

5年保存

- (1) 業務に関する書類
- (2) 文書收受発送に関する書類
- (3) その他の書類

第5章 会 議

(専決事項の処理)

第 30 条 事項が急施緊急を要し、総会・理事会を開催して、その議決を経る時間的余裕がない場合、総会・理事会の議決に代わって、会長が専決処理をすることができる。

2 専決事項は、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

3 第2項の承認の是非を問わず、すでに実施された事項は覆すことはできない。

第6章 施行規則の変更

(規則の変更)

第 31 条 この規則は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規則は、平成22年5月23日から施行する。

別記第1号様式

入会承認 年 月 日

| | | | | | | | |
|----------|--|---------|--|-----------|--|-----------|--|
| 会員 番号 | | 会長 印 | | 事務 局長印 | | 財務 部長印 | |
|----------|--|---------|--|-----------|--|-----------|--|

入会申込書

(正会員)

一般社団法人山口県作業療法士会

会長 _____ 殿

私は、一般社団法人山口県作業療法士会に正会員として入会したく、

初年度会費5,000円を添えて申し込みます。

年 月 日

氏名

印

| | | | | | |
|---------|--|-----------|--|-----------|--|
| 会長 印 | | 事務 局長印 | | 財務 部長印 | |
|---------|--|-----------|--|-----------|--|

入会申込書

(賛助会員)

一般社団法人山口県作業療法士会

会長 _____ 殿

私は、一般社団法人山口県作業療法士会に賛助会員として入会したく、
初年度会費 _____ 円を添えて申し込みます。

年 月 日

氏名 _____ 印

1. 氏名又は法人名 _____

2. 現住所又は所在地 〒 _____

3. 電話番号 _____

4. (個人の場合)

職 業 _____

勤務先名称 _____ 電話番号 _____

勤務先住所 〒 _____

5. (法人の場合) 法人代表者名 _____

別記第3号様式

退 会 届
(正会員・賛助会員)

一般社団法人 山口県作業療法士会会長

_____ 殿

会員番号_____

氏名又は法人名_____

現住所又は所在地_____

私は、この度下記の理由により退会いたしたく、退会届を提出いたします。

理 由

.....
.....
.....
.....
.....
.....

平成 年 月 日

氏名又は代表者名_____ 印

別記第4号様式

会 長

副会長

理 事 選挙候補届

監 事

| | | | |
|---------|-------|----|--------|
| 候補者氏名 | | 性別 | 男・女 |
| 住所（自宅） | | | |
| 勤務先施設名 | | | |
| 勤務先所在地 | | | |
| 生 年 月 日 | 昭和・平成 | 年 | 月 日（才） |

上のおり立候補の届出をします。

年 月 日

氏 名

印

一般社団法人 山口県作業療法士会選挙管理委員会

委員長

殿

別記第5号様式

会 長
副 会 長
理 事
監 事

選挙候補者推薦届

| | | | |
|--------|---------|----|--------|
| 候補者氏名 | | 性別 | 男・女 |
| 住所（自宅） | | | |
| 勤務先施設名 | | | |
| 勤務先所在地 | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 | 年 | 月 日（才） |
| 添付書類 | 候補者の承諾書 | | |

上のおり推薦届出をします。

年 月 日

推薦届出者代表 住所

氏名 印

推薦届出者 住所

氏名 印

推薦届出者 住所

氏名 印

推薦届出者 住所

氏名 印

一般社団法人 山口県作業療法士会選挙管理委員会

委員長 _____ 殿

別記第6号様式

会 長
副会長
理 事
監 事

選挙候補者理事会推薦届

| | | | |
|---------|---------|----|--------|
| 候補者氏名 | | 性別 | 男・女 |
| 住所（自宅） | | | |
| 勤務先施設名 | | | |
| 勤務先所在地 | | | |
| 生 年 月 日 | 昭和・平成 | 年 | 月 日（才） |
| 添付書類 | 候補者の承諾書 | | |

上のおり立候補の届出をします。

年 月 日

会長 氏名

印

一般社団法人 山口県作業療法士会選挙管理委員会

委員長

殿

別記第7号様式

受理証

殿

一般社団法人山口県作業療法士会、平成 年度役員選挙における候補届を受理致しました。

平成 年 月 日

選挙管理委員長
